

ISSUE BRIEF

東シナ海における日中境界画定問題

国際法から見たガス田開発問題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 547(JUN.16.2006)

東シナ海の資源開発問題にからみ、東シナ海の日中境界画定交渉が続けられている。日本が、日中中間線を境界として主張する一方、中国は沖縄トラフまで自国の大陸棚が続いているとする。この点、国連海洋法条約は具体的な境界画定基準を設けていない。国際裁判では、境界画定は関連事情を考慮して衡平原則に従って行うべきである、と判断されることが一般的である。東シナ海の境界が未画定であることから、ガス田の共同開発等についても、両国の見解には隔たりがある。海洋紛争は、合意解決がなされない場合、強制手続に付することが義務付けられているが、領土の帰属に関する検討を要する紛争は、強制手続の例外とされている。尖閣諸島を抱える東シナ海の境界画定交渉は、長期化が確実であるため、日本政府は共同開発に関する協議を優先させる方針であるとも報じられている。

外交防衛課

はまかわ きょうこ
(濱川 今日子)

調査と情報

第547号

はじめに

日中関係は「政冷経熱」と言われる状態が続いている。両国間の懸案事項の一つには、東シナ海のガス田開発問題がある。この問題をめぐっては、様々な議論が続いているが、問題の根底には、両国の海洋境界画定に関する見解の相違があると考えられる。

本稿では、東シナ海の日中境界画定問題を、国際法の視点から検討する。それゆえ、東シナ海のガス田開発問題を多面的に論じるものではない¹。以下では、まず、ガス田開発問題の概要を簡単に振り返る。次に、海洋境界画定を規律する国際法原則と紛争の解決に関する一般的ルールを紹介する。最後に、それらルールの日中間の境界画定問題への適用について触れることとする。

東シナ海ガス田問題の概要

1 問題の経緯

1968（昭和43）年、国連アジア極東経済委員会（ECAFE）によって、東シナ海域一帯の海洋調査が実施された。その結果、同海域には、大規模な石油・ガス田が存在する可能性が高いことが明らかとなり、同海域がにわかに注目を集めることになった。

2003（平成15）年8月、中国が白樺（中国名、春曉）油ガス田の開発に着手したことを契機として、再び東シナ海のガス田に大きな関心が向けられるようになった。白樺は、両国の領海基線から等距離となる「日中中間線」から4ないし5キロメートル西側に位置し、地下鉱脈が中間線の東側につながっている可能性がある。このことから、日中中間線を両国の境界と位置づけている日本で、自国の資源が中国に奪われるのではないかとの懸念が広がった。日本政府は、2004（平成16）年7月より中間線東側海域で三次元探査船²による独自の地質調査を行い、2005（平成17）年4月、白樺油ガス田と楠（中国名、断桥）ガス田が、中間線日本側までつながっていることを確認したと発表した³。

経済産業省は、2005年7月、帝国石油株式会社に対して、東シナ海における試掘権設定の許可を出したが、これまでのところ、実際の試掘は行われていない。なお、試掘権の設定については、30年間以上も前から申請が行われていた⁴。他方、中国は、同年9月に樞（中国名、天外天）での生産を開始しており、白樺についても、海底パイプラインでつながった浙江省寧波市の天然ガス処理施設が試運転を始めていると報じられている⁵。

2005年、ガス田群付近では中国軍艦の航行が複数回確認され、日本に対する示威行為ではないかと報じられた⁶。また、2006（平成18）年春には、中国が中間線を越えた区域で

¹ ガス田問題全般については、次の資料を参照されたい。経済産業省編『エネルギー白書 2005年版』ぎょうせい、2005、pp.7-8；共同通信社・中国報道研究会編著『中国動向 2005』共同通信社、2005、pp.148-151；平松茂雄『中国の戦略的海洋進出』勁草書房、2002；澤喜司郎「東シナ海の海底資源をめぐる日中紛争」『東亜経済研究』63巻4号、2005.3、pp.333-353。

² 日本は三次元調査船を所有しておらず、ノルウェーの調査船をチャーターして調査を実施した。平成17（2005）年度予算には、物理調査船の建造費が盛り込まれた。

³ 経済産業省 前掲注1、p.8。

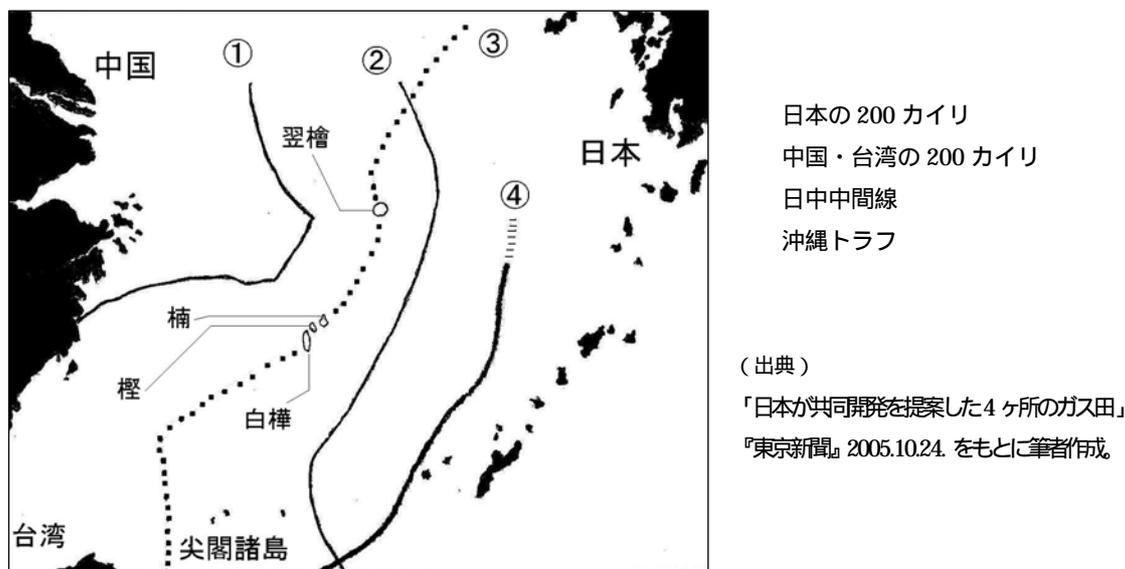
⁴ 「漂流する海洋日本7 対中配慮、資源開発遅れ」『読売新聞』2006.5.31。

⁵ 「東シナ海ガス田開発 中国が処理施設の試運転 香港紙報道」『毎日新聞』2006.3.3。

⁶ 「東シナ海のガス田海域に中国軍新鋭艦 示威行動か」『読売新聞』2005.1.25；「春曉ガス田に中国艦隊 日

目的不明の調査活動を行ったことに、日本政府は抗議した⁷。さらに同年4月、平湖油ガス田工事のため、中国海事局が一般船舶に周辺海域の航行禁止公告を発したが、日本政府に事前の通知がなく、その上、航行禁止区域には中間線東側海域が含まれていたために、日本の強い反発を招いた⁸。東シナ海ガス田をめくり、両国の緊張状態は続いている。

図1 東シナ海ガス田周辺概略図



2 日中実務者協議

このような事態を打開するため、数回に渡って日中間の実務者協議が開かれている⁹。

第1回局長級協議は、2004(平成16)年10月に開催された。日本はガス田開発作業の中止と関連データの提供を求めたが、中国は、ガス田開発はあくまで自国海域で進めており、その鉱脈は日本側とつながっていないとして、要請を拒否した。日本は、第2回以降の協議でも同様の要請を続けているが、中国はこれまでこの要請に応じていない。

2005(平成17)年5月の第2回協議では、中国から、日中中間線から沖縄トラフまでの海域を対象とする共同開発の提案があった。しかし、日本は、日中中間線の両側海域を共同開発の対象とすべきとの立場から、中国案を受け入れるのは困難との認識を示した。

同年10月の第3回協議において、初めて日本側から共同開発案が示された。日本が共同開発の対象区域として提案したのは、日中中間線をはさんだ両側海域、すなわち、白樺、榎、楠、翌檜(中国名、龍井)である。中国は、次回協議で日本案に対する考え方を示すと返答した。また、中国は、ガス田開発の中止には応じないものの、情報提供については、共同開発の合意の後であれば検討できるとした。

2006(平成18)年3月の第4回局長級協議では、中国が、尖閣諸島付近及び日韓大陸

本への示威行動か」『読売新聞』2005.9.10.

⁷ 「中国、中間線超え調査 航空機で複数回 目的不明、日本が抗議」『沖縄タイムス』2006.4.2, 夕刊.

⁸ 「東シナ海航行禁止 官邸報告2週間後 『公海の自由を制限』」『産経新聞』2006.4.18. その後中国は、航行禁止区域の設定に技術的な誤りがあったとして、中間線より日本側を航行禁止区域から除外する修正を行った。

⁹ 外務省ホームページ「東シナ海に関する日中協議」

< http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/index.html > (last access 2006.6.9)

棚共同開発区域付近で、ガス田の共同開発を行うとする新たな提案を行った。新提案に関しては、ある程度の前進と見る向きもあるが、尖閣諸島付近での共同開発は、全く受け入れられないという批判・反発が強い¹⁰。中国側にも、エネルギー需要の急増や¹¹、すでにガス田開発に多額の資金を投入していることなど、容易に譲歩できない国内事情があることから、この新提案は単なる時間稼ぎではないかとの指摘もある¹²。

同年5月の第5回協議において、日本は、前回協議で中国が示した共同開発案の詳細な説明を求めたが、中国側から具体的な回答は得られず、協議の進展はなかった¹³。

なお、第6回協議は2006年6月にも開催される見込みである。

表1 日中協議の主要な論点

	日本の主張	中国の主張
境界画定	日中中間線が妥当。	中国の大陸棚は沖縄トラフまで延びている。
中国が進めている開発	中国が開発を進めるガス田の鉱脈は、日中双方の海域にまたがっているととして、開発の即時停止と地下構造のデータ等の情報開示を要求。	中国側と日本側との鉱脈はつながっておらず、開発は中国側で行っているとして、開発中止・情報提供には応じず。
共同開発区域	中間線をまたいだ日中双方の海域、すなわち白樺、櫻、楠、翌檜（中国名、龍井）の共同開発を提案。	中間線から沖縄トラフまでの海域 尖閣諸島付近、及び日韓大陸棚共同開発区域付近（第4回協議で新たに提案）。

（出典）「日中ガス田協議」『読売新聞』2005.10.2.など各紙の記事をもとに筆者作成。

3 境界画定に関する日中両国の主張

ガス田問題の根本的な原因は、東シナ海における両国の境界が画定されていないことにあるだろう。日本は、「国連海洋法条約の関連規定、国際判例、日中両国の領海基線間の距離等を考慮すれば、日中間のように双方の距離が400海里未満の海域においては、両国の海岸から等しい距離にある中間線を基に大陸棚の境界を画定すべき」としており、「沖縄トラフ¹⁴のような海底地形に法的な意味はないと考えるのが妥当」との立場をとっている¹⁵。

一方、中国側は「大陸棚の自然延長などの東シナ海の特性を踏まえて境界画定を行うべき¹⁶」で、中国の大陸棚は、南西諸島西側に広がる沖縄トラフまで続いていると主張している。王毅駐日大使は、「長い海岸線を持つ中国に対し、日本は島が鎖のようにつながっている。このような地理的特徴から見ても、中間線を両国の境界とするのは、衡平原則に合わない」と発言し¹⁷、配分される大陸棚の大きさは、それぞれの国の海岸線の長さに比例すべきだとの見解を示した。

以下では、大陸棚と排他的経済水域（Exclusive Economic Zone 以下EEZとする。）に関する国際法の規定を検討する。

¹⁰ 『中国の提案 挑戦的だ』政府・与党 猛反発』『読売新聞』2006.3.9.

¹¹ 中国のエネルギー事情については、経済産業省 前掲注1, pp.293-300 参照。

¹² 「東シナ海ガス田問題深まる溝 中国『尖閣で共同開発』 政府反発『時間稼ぎだ』」『東京新聞』2006.3.9.

¹³ 「東シナ海ガス田共同開発 中国提案の海域次回協議も焦点」『朝日新聞』2006.5.19.

¹⁴ トラフ（舟状海盆）とは、「比較的緩やかな斜面をもち、海溝よりは浅く、幅広い海底のくぼみ」である（芦刈孝『最新地理小事典』二宮書店, 1991, p.168.）。

¹⁵ 外務省ホームページ「よくある質問集 アジア」

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/area/asia.html#12> > (last access 2006.6.9)

¹⁶ 同上。

¹⁷ 「東シナ海のガス田開発 なぜ対立解けないの？ 境界未画定が根本原因」『東京新聞』2005.10.24.

国際法の関連規定

大陸棚と排他的経済水域を規律する国際法は、「大陸棚に関する条約」(日本未批准。以下「大陸棚条約」という。)及び「海洋法に関する国際連合条約」(平成8年条約第6号。以下「国連海洋法条約」という。)である。

1 1958年大陸棚条約

1958年の第1次国連海洋法会議において、ジュネーブ海洋法4条約の一つとして大陸棚条約が採択された。第1条で、「大陸棚」とは(a)海岸に隣接しているが領海の外にある水深200メートルまでの海底及びその下ならびに水深200メートルを超えていても、海底区域の天然資源開発が可能である区域の海底及びその下、(b)島の海岸に隣接する同様の海底及びその下、と定義された。また複数の国の大陸棚の範囲が重複する場合、それぞれの国に属する大陸棚の境界は、当事国間の合意によって決定されるが、合意がない場合には、特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り、それらの国の中間線あるいは等距離線と規定された(第6条)¹⁸。つまり、大陸棚条約上、当事国の合意がない場合の境界画定の原則は等距離原則であるが、特別の事情により他の境界線が正当であると判断される場合には、等距離原則によらない境界線が採用されることとなる。

2 1982年国連海洋法条約

その後、海洋資源の利用配分をめぐる各国の対立などを背景に、海洋法全般の見直しを図るべく、1973年から第3次国連海洋法会議が行われた¹⁹。会議は1982年に海洋に関わる問題を包括的に規定する国連海洋法条約を採択して閉幕した。日中両国は共に同条約の締約国であるため、両国の海洋境界画定には、この条約がまず適用される。

本稿に関連する同条約の主な特徴としては、EEZの制度化、大陸棚の定義の変更、EEZと大陸棚に共通する境界画定基準の設定、という3点が挙げられる。

1970年代から、中南米やアフリカ諸国を中心に提唱されていたEEZの概念が、国連海洋法条約で明文化された。すなわち、沿岸国は、領海に接続し、基線から200海里を超えない範囲でEEZを設定することができ(国連海洋法条約第57条。以下、国連海洋法条約の条文には、条約名を付さない)、この海底の上部水域並びに海底及びその下の天然資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利、またその他の経済的目的で行われる探査・開発のための活動に関する主権的権利を有する(第60条)。

大陸棚条約は、天然資源開発が可能な海底とその下を、海岸からの距離にかかわらず国際法上の大陸棚としていたことから、科学技術の進歩によっては、大陸棚が無制限に拡張されるおそれがあった。国連海洋法条約は、これを改め、「領海を越える海面下の区域の海底及び海面下の区域の海底及びその下であって、その領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの」、又は、大陸縁辺部の外側の限界が200海里を超えない場合は、「当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって、当該基線から200海里の距離までのもの」を大陸棚とした(第76条)。

第3次海洋法会議では、海洋境界画定の基準について、等距離原則を支持する国と

¹⁸ 「大陸棚に関する条約(大陸棚条約)(抄)」『ベーシック条約集 2006年版』東信堂, 2006, pp.423-424.

¹⁹ 第2次国連海洋法会議は、1960年に領海の幅員を決定することを主要な目的として開催された。

1969年北海大陸棚事件判決で提示された衡平原則（1参照。）を支持する国とが激しく対立した。両者の妥協の結果、等距離原則にも衡平原則にも言及しない、「衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所（International Court of Justice 以下ICJとする。）規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う」（第74条、第83条）とのテキストが、条文として確定した。

海洋境界画定に関する判例

このように、国連海洋法条約は、大陸棚に自然延長論と距離基準に基づく二つの定義を与えている上、境界画定基準も具体性に欠けるため、大陸棚の定義や、大陸棚とEEZそれぞれの境界画定に関する条文の文言を一義的に解釈し、東シナ海の日中境界画定に適用することは容易ではない。そこで、本章では、これまでにICJ判決で提示された海洋境界画定基準に関する動向を探ることとしたい²⁰。

1 北海大陸棚事件

ICJで争われた海洋境界画定に関する最初のケースは、北海大陸棚事件（西ドイツ対デンマーク、西ドイツ対オランダ、1969年判決）である。本件では、西ドイツが大陸棚条約を批准していなかったことから、当事国間の境界画定に適用される国際法の原則は何かを決定することが裁判所に求められた。

裁判所は、大陸棚を「陸地領土の延長又は連続」と定義し、これを根拠に大陸棚を沿岸国領域の一部とみなしうる、と判断した。大陸棚の境界画定の原則については、「衡平の原則に従い、かつすべての関連ある状況を考慮に入れて、各当事国にその領土の海中へ向かっての自然の延長を構成する大陸棚のすべての部分を、他国の領土の自然の延長に侵入することなくできるだけ多く残すような仕方、合意によって決定される」ものとした。また、交渉において考慮されるべき要因として、海岸の一般的形状及び他の特殊な特徴の存在、その大陸棚の物理的地質学的構造、及び天然資源、沿岸国に属する大陸棚の広さと海岸線の一般的方向に従って測定されたその長さとの合理的な均衡性、を挙げた。なお、等距離原則は、当該地域の海岸線の形状によっては不合理な結果を招く場合もあり、大陸棚制度に固有のものではなく、慣習国際法とみなすことはできない、とされた。

大陸棚が陸地領土の延長であり、その境界画定は関連事情を考慮して衡平原則に従って行うべきことは、近時の判例まで踏襲されている海洋境界画定の原則である。しかし、北海大陸棚事件判決では、「衡平原則」及び「関連事情」の具体的内容が示されなかったため、これに続く裁判では、境界画定基準の決定に際して、これら二つの意味を明らかにする必要に迫られた。以下では、北海大陸棚事件以降にICJで争われた裁判において、「衡平原則」

²⁰ 本章で言及する判例の多くは、1994年の国連海洋法条約発効以前の裁判であり、同条約の解釈、適用が直接争われたわけではない。しかし、多くの裁判では、第3次国連海洋法会議で容認された新しい傾向を考慮に入れて判断が行われたり、海洋境界画定にかかる慣習国際法の規則が何であるかが示されたりしている。また、ICJの判決は、先例拘束性を有しない（ICJ規程第59条）ものの、法則決定の補助手段（同規程第38条1d）とされている以上、日中の境界画定問題の検討に当たって無視し得ないものであろう。なお、本章の記述にあたっては、各判決該当年の*International Court of Justice Reports of Judgments, Advisory Opinions and Orders*、『国際法外交雑誌』の各判例紹介、田畑茂二郎ほか編『判例国際法』東信堂、2000.10を参考にしたが、紙面の都合上、個々の注記は省略した。

及び考慮すべき「関連事情」がどのように捉えられてきたのかを紹介する²¹。

2 衡平原則

チュニジア・リビア大陸棚事件（1982年判決）は、衡平原則を「衡平な結果を達成するために適切な原則」とした。また、衡平原則は直接「法」として適用される一般原則であり、衡平及び善²²とは区別されなければならない、という。

メイン湾海域境界画定事件（アメリカ合衆国対カナダ、1984年ICJ特別裁判部判決）では、すべての海洋境界確定に適用される基本的な規範が次のように説明された。境界画定は、衡平な結果を確保しうる衡平基準の適用と実際的な方法の使用によって遂行されるべきである。また、各事案において義務的に適用される特定の基準や方法のない場合、適用可能な枠の中から、各事案に適用される基準とそれを実施する方法とを選択するのは裁判所の任務である²³。大陸棚と漁業水域の単一の境界線の画定が求められた本件の場合、二つの境界線のうち、一方を優先的に扱うことなく、いずれの分割にも等しくふさわしい基準が適用されなければならない。その観点から、本件では地理的基準、つまり、両国の重なり合う海域を平等に分割する基準が適用可能性を持つとされた。

リビア・マルタ大陸棚事件（1985年判決）によれば、衡平とは、第一義的には、達成されるべき目標の衡平のことである。グリーンランド・ヤンマイエン海域境界画定事件（デンマーク対ノルウェー、1993年判決）では、大陸棚条約第6条にいう「等距離=特別事情規則」が衡平原則に基づく一般規則を表すものであれば²⁴、これと慣習国際法上の「衡平=関連事情規則」との間に実質的な差異はない。したがって、大陸棚の境界画定において、大陸棚条約第6条ではなく慣習法を適用するとしても、暫定的に中間線を引いて、それを関連事情により調整するのは先例と合致している、とした。

3 考慮されるべき関連事情

北海大陸棚事件では、すべての関連事情を考慮することが求められたが、リビア・マルタ事件では、大陸棚制度と衡平原則の適用に関する事情に限定された。過去の裁判において、衡平な結果を得るために、考慮されるべき関連事情として認められた事情、認められなかった事情には、以下のようなものがある。

【海岸線の長さ】 海洋境界画定に関する国際裁判では、海岸線の長さの比を考慮することが一般的である。メイン湾事件では、相対的に海岸線の長い米国に大陸棚及び漁業水域がより大きく配分されるよう、中間線が修正された²⁵。また、リビア・マルタ事件でも、海岸線の長さの比が関連事情として考慮された。ただし、海岸の長さや配分される海域の

²¹ 海洋境界画定に関する裁判のケース別の解説としては、松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定 - 判例紹介 - 」『レファレンス』654号、2005.7, pp.42-61を参照されたい。

²² 「衡平及び善」の意義は必ずしも明確ではなく、前者は具体的正義を意味し、後者は単純な便宜的考慮を意味するとする説もある（筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣、1998, p.90.）

²³ 裁判所は、適用しうる「基準」として、陸による海の支配、特別事情が存在しない場合の平等分割など、「方法」として、等距離・中間線、沿岸に対する垂線などを挙げた。

²⁴ 1977年英仏大陸棚事件仲裁裁判所判決は、大陸棚条約第6条を、「特別の事情により他の境界線が正当と認められない限り」という条件の下に等距離原則を適用すべき義務を定めている、と説明し、「等距離=特別事情規則」と表現した。そしてこの原則は、当事国の合意がない場合に、大陸棚の境界画定が衡平原則に基づきなされるべきであるという一般規則の特定の表現であると言う。

²⁵ 海岸線の長さは、それ自体が境界画定の基準や方法であるわけではなく、他の基礎によって確定された境界の適切な修正を要求する事情を構成するものである。

面積とが、常に厳密に比例するわけではない。たとえば、グリーンランド・ヤンマイエン事件では、海岸線の長さの比が1対9であるところ、海域は1対3に配分された。一方、カメルーン・ナイジェリア領土海域境界画定事件（2002年判決）では、海岸線の長さの本質的な差異が、中間線を修正・移動させる要因として考慮され得ることを認識しつつも、両国の海岸線にそのような本質的な差異はないとして、中間線の修正は行われなかった。

【島】 チュニジア・リビア事件では、ケルケナー諸島が、その大きさ（180平方キロメートル）と位置（チュニジアの沖合11海里）から、境界画定の関連事情を構成すると判断され、「半分効果」が与えられた。メイン湾事件でも同様に、シール島に「半分効果」が認められた。「半分効果」が与えられた場合、まず、当該の島の存在を考慮して仮の境界線を引き、次に島の存在を無視して2本目の仮の境界線を引いて、これら2本の境界線の中間線が真の境界線として採用される。他方、グリーンランド・ヤンマイエン事件では、定住人口がなくノルウェー本土から遠く離れた小島（ヤンマイエン島）に、本土と同様の権原、つまり200海里までの潜在的権限が認められた。

【海底の地質・地形】 チュニジア・リビア事件では、大陸棚の境界画定にあたって、地質学的要素は、国際法の適用上必要な限りで利用されるに過ぎないと判断された。リビア・マルタ事件において、リビアは、深さ約1,000メートルのトラフである「リフト・ゾーン」が、両国間の大陸棚の基本的断絶を構成しており、境界画定に際して、これが尊重されるべきであると主張した。しかし裁判所は、地質学的要素が考慮された判例もあるが、200海里内に関する限り、それはもはや過去のことであり、これを大陸棚の範囲を決定する要素と見ることを否定した。

【経済・資源】 チュニジア・リビア事件では、チュニジアの相対的貧しさ、資源の乏しさが関連事情として主張されたが、裁判所は、可変的な経済的事情を考慮に入れることはできないとした。リビア・マルタ事件でも、エネルギー資源の欠如、島国の途上国としての要請、固有の漁業活動を、関連事情として考慮することは認められなかった。他方、メイン湾事件では、鉱物資源への考慮に基づく中間線の修正は行わなかったが、漁業その他の諸活動については、衡平基準の適用における考慮要素ではないものの、基準適用の結果が関係住民の生計や経済福祉に重大な変化をもたらさないかについては、なお法的関心事とされるべきである、とした。グリーンランド・ヤンマイエン事件では、漁業資源であるシシヤモへの衡平なアクセスを確保するため、中間線が東方向に修正された。

【石油コンセッション】 ある一定のラインが海洋境界をなしていることを、両国が暗黙裡に了解し、石油コンセッション²⁶を付与する際にこの境界が尊重されてきたことが、境界画定において考慮されるべきとの主張がなされた事例がある。チュニジア・リビア事件ではこの主張が認められ、メイン湾事件、カメルーン・ナイジェリア事件では否定された。

【文化】 グリーンランド・ヤンマイエン事件では、文化的要因が関連事情と認められるかが争われた。デンマーク領グリーンランドの総人口は約55,000人、その約6パーセントが東部グリーンランドに居住しているのに対し、ノルウェー領ヤンマイエンに定住人口はなく、測候所や通信施設などの職員約25名が随時居住するばかりである。デンマークは、これらの人口の差異、及びグリーンランドの人々のその陸地と周辺海域への愛着が、境界画定に考慮されるべきだと主張したが、裁判所はこの主張を退けた。

²⁶ コンセッションとは、国家が外国の私人と結ぶ公共事業の建設・運営のための契約、並びに天然資源の長期の開発権を付与する契約の総称（筒井 前掲注22, .160.）。

【安全保障上の問題】 リビア・マルタ事件では、安全保障上の考慮は、大陸棚概念と無関係ではないものの、境界線は、「安全保障の検討を要するほど両国の海岸に近接していない」として、中間線の修正・移動を行わなかった。グリーンランド・ヤンマイエン事件でも、安全保障上の問題が検討されたが、リビア・マルタ事件同様の判断がなされた。

4 自然延長論、等距離原則に対する評価

北海大陸棚事件では、境界画定の方法として、等距離原則を採用することは否定され、大陸棚の自然延長の概念が強調された。しかし、その後のチュニジア・リビア事件では、大陸棚を「陸地領土の自然延長」とみる考え方は、一国の権利の正確な範囲を決定するのに、それだけでは十分ではないか、あるいは適切ですらなく、衡平な境界画定と大陸棚の自然延長の限界を決定することとは同義ではない、とされている。

メイン湾事件では、等距離原則は境界画定の実際的な方法であると認める一方で、一般国際法のルールにはなっておらず、慣習国際法としての基礎を持つものでもなく、また、優先権や優位性の与えられた原則でもない、と判示した。

リビア・マルタ事件では、EEZ 制度が慣習法化されたことを認定した上で、EEZ は、必然的に海底の大陸棚に対する権利を伴うのであるから、大陸棚にも EEZ 同様、距離基準が適用されなければならないとした。しかし、それは自然延長観念が距離観念にとって代えられたことを意味するものではなく、両者は補完的であり、共に、大陸棚という法概念の本質的要素である、という。

以上より、大陸棚が陸地領土の自然延長であることは、過去一貫して支持されているものの、複数の国の大陸棚が重複した場合の境界画定基準とは区別されていると言えよう。等距離原則は、衡平原則を実施する方法の一つであり、裁判所が、等距離原則を適用することが適切だと判断した場合に用いられるにすぎない。とはいえ、「実は判例において、等距離原則は普通に用いられているといっても過言ではない²⁷」。

紛争解決

海洋問題に関する紛争は、国連海洋法条約第 15 部に規定する手続に従って処理される。

1 合意による解決

当事国は、まず国連憲章第 33 条 1 に規定する手段、すなわち、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極めの利用、その他当事者が選ぶ平和的手段によって、紛争を解決しなければならない（第 279 条）。

交渉とは、紛争当事国が外交手続を通じて行う直接の協議のことをいう。審査、仲介、調停は、いずれも第三者が解決案の提示や交渉場所の提供などを通じて紛争解決を援助する手段である²⁸。これらはすべて、当事者間の合意により紛争の解決を図る非裁判的手続であるので、必ずしも国際法に準拠する必要はなく、決定は拘束力を有しない。他方、以下に見る仲裁裁判、司法的解決は、国際法を基準とし、当事国は判決に拘束される。

仲裁裁判とは、個別の紛争ごとに当事者の合意によって設立される、非常設裁判所にお

²⁷ 島田征夫ほか編『海洋法テキストブック』有信堂高文社、2005、p.88.

²⁸ 杉原高嶺『現代国際法講義 第 3 版』有斐閣、2003、pp.386-391 参照。

ける裁判である。国際紛争平和的処理条約第 37 条は、仲裁裁判の役割を「国家ノ紛争ヲ...法ノ尊重ヲ基礎トシ処理セシムル...」と定める。これは、裁判の基本的な基準を国際法としつつも、その厳格な適用を緩和し、法以外の要因を考慮して裁判を行うことを容認する趣旨と解されている²⁹。

司法的解決の主要機関は ICJ である。訴訟は、ICJ 規程及び ICJ 規則に定める手続に則って行われる。裁判の基準となるのは、条約、慣習国際法、法の一般原則であり、法則決定の補助手段として、判決及び諸国の最も優秀な国際法学者の学説が用いられる（ICJ 規程第 38 条）。当事者の合意があれば、衡平及び善に基づく裁判も可能である（同条）。

ただし、ICJ もまた、当事者いずれかの一方的な付託によって審理を行うことはできない。ICJ の管轄権が認められるのは、当事者間に付託合意がある場合³⁰と、当事者双方が ICJ の強制管轄権を受諾している場合に限られる。強制管轄とは、紛争当事国のいずれか一方の要請によって、他方の同意なしに裁判を行うことが認められ、当事国がその決定に拘束されることを言う。この規程の当事国は、条約の解釈、国際法上の問題、国際義務違反となるような事実の存在、国際義務違反に対する賠償の性質又は範囲、の 4 項目に関する法律的紛争について、ICJ の強制管轄権を受諾することをいつでも宣言することができる（ICJ 規程第 36 条 2）。この宣言を行った国相互の間では、どちらか一方が紛争を付託することによって、同一の義務の範囲内で ICJ の管轄権が自動的に設定される。

2 強制的解決

国連海洋法条約は、合意による解決ができなかった場合、強制的かつ拘束力を有する解決手続に付託することを義務付けている。

(1) 原則

紛争の強制的解決の場として、いずれの国も、いつでも書面で宣言することによって、国際海洋法裁判所、国際司法裁判所、附属書 が定める仲裁裁判所、附属書 が定める特定分野における紛争のための特別仲裁裁判所の中から一又は二以上の手段を選択することができる（286 条、287 条 1）。合意による解決がなされない時、紛争当事国が 4 つの選択肢の中から同一の手続を受け入れていれば、別段の合意をしない限り、当該手続にのみ付すことができる（第 287 条 4）。いずれの手段を選択するか宣言していない場合や、同一の手続を受け入れていない場合には、の仲裁裁判所³¹に付される（第 287 条 3、5）。

(2) 例外

しかし、以上の強制的解決には、二つの例外が設けられている。

一つは、EEZ や大陸棚における沿岸国の主権的権利あるいは裁量の行使の場合である。これらに関する紛争は、強制管轄権から自動的に除外され、いずれかの当事国の要請があった場合、附属書 第 2 節に定める調停に付される³²（297 条）。

もう一つは、海洋の境界画定に関する規定の解釈もしくは適用についての紛争、歴史的

²⁹ 同上, p.397.

³⁰ これはさらに、紛争が生じたときに当事者間が ICJ への付託を合意する場合と、個別の条約によって、紛争が起きた際には ICJ へ付託することを予め規定している場合とに分けられる。

³¹ 当事者の事前の合意がない限り、仲裁判断は最終的なものである。上訴することは認められず、当事者は当該裁判所の決定に従わなければならない（国連海洋法条約附属書 第 11 条）。

³² 当該調停の任務は、当事者の意見聴取、主張・反論の審理並びに提案に留まる。拘束力は有しない。

湾もしくは歴史的権限³³に関する紛争の場合である。いずれの国も、これらの事項について強制手続を受け入れないことを、いつでも書面によって宣言することができる。その場合、合理的期間内に合意が得られなければ、いずれかの当事国の要請により、附属書 第 2 節に定める調停に付される(298 条 1)。ただし、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については、その調停手続に付されることもない(298 条 1(a)())。

3 日中間の海洋境界画定

日中の場合、両国間で海洋境界画定紛争が生じた時には、問題を ICJ に付託することを予定した合意はない。また、日本は ICJ の強制管轄権を受諾しているが、中国はこれを認めていない³⁴。したがって、本件を ICJ で審理するには、両国が紛争を ICJ に付託することに合意する必要がある。

国連海洋法条約が定める強制手続については、両国とも第 287 条 1 に基づく裁判所の選択を行っておらず、第 298 条に定める強制手続の適用除外に関する宣言も行っていない。このことから、合意による問題が解決できない場合、どちらか一方の要請があれば、附属書 に定める仲裁裁判所において紛争を処理することとなる。しかし、境界画定についてはいつでも強制手続を受け入れないと宣言できるため、一方がその旨宣言すれば、本件は附属書 第 2 節に定める調停に付される。ただし、両国には尖閣諸島の帰属について見解の相違があることから、「島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要」であるとして、調停にも付されない可能性がある。

おわりに

東シナ海の日中境界画定問題は、国連海洋法条約上の強制的解決の例外となった場合、両国の合意なしに境界を画定することはできない。したがって、今後とも粘り強い対話が求められよう。境界画定交渉の長期化は不可避との観測から、日本政府は「境界画定を棚上げすることを決め」、「利益分配方式による共同開発に関する協議を優先させる」方針であるとも報じられている³⁵。両国が東シナ海を協力・協調の海にしたいとの認識で一致している³⁶ことを踏まえると、日中双方を利する共同開発のあり方を模索するののも一つの選択肢であるかもしれない。

³³ 歴史的権原とは、国際法上、ある状況が一定の法的地位にあることを根拠づける事実であって、長期間にわたる国家の行為(特に主権の行使)と他国の黙認によって古くからその地位にあると広く認識されてきたものである(筒井 前掲注 22, p.347.)。たとえば、領土と同様に領域主権を行使することができる「湾」は、湾口の幅が 24 海里以内と定められている(第 10 条 4、5)。しかし、湾口の幅が 24 海里を超える湾であっても、平穏かつ長期に及び沿岸国が主権を行使しており、かつ他国がそれに反対しない場合には、領土と同様の領域主権行使が認められる。これが「歴史的湾」である。

³⁴ 日本は 1958(昭和 33)年 9 月 15 日、強制管轄権の受諾を次の通り宣言した。この宣言は、「(宣言の日より)5 年の期間効力を有し、その後は、この宣言が書面による通告によって廃棄される時まで効力を有する」。他方、中国は 1946(昭和 21)年 10 月 26 日に強制管轄権を受諾したが、1972(昭和 47)年にその終了を通告した。

³⁵ 「日中境界画定棚上げ 政府、共同開発の協議優先」『産経新聞』2006.5.31.

³⁶ 外務省ホームページ「よくある質問 アジア」

< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/comment/faq/area/asia.html#11> > (last access 2006.6.9)